

実質化された人・農地プラン(案)

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
富士宮市	猪之頭圃場整備地区(統合)	令和4年9月28日	令和6年3月11日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	77.21	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	60.52	ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	39.35	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.95	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.63	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.7	ha
(備考)		

- 注1:③の「65才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

アンケート結果からみると65歳以上の農地利用については継続した利用が見込まれるが、将来的に地区全般で不耕作地が拡大する傾向がみられる。特に、湯之奥林道周辺をはじめ、過去に開墾されたであろう農用地区域(青地)では、水路の枯渇や農地への進入路が狭小など、条件が不利であり、新規に担い手が付きにくい状況が生じている。
 他方で、移住定住者等の若い人は、兼業または6次産業化を図るうえで必要な(使い勝手の良い)、小規模の農地を求める傾向が強い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農村集落の維持・発展のためにも、農業単独での取り組みでは限界があり、観光や移住定住策と絡めた取り組みが必要である。猪之頭地区の現状・実態に沿った農地利用の在り方を検討する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

保全すべき農地と活用すべき農地を明確化し、メリハリのある対策を取ることが必要である。耕作条件の不利な農地については、保全すべき農地として地元・地権者が継続して管理を行い、荒廃化を抑制する。圃場整備地区については、農地の集積を進め、活用を促す。他の未利用農地は、今回の人・農地プランの内容を担い手とも共有しながら、新規に参入できる農地について関係機関と連携し、情報共有を図る。
併せて、地区内における就農希望者への支援を行いつつ、外部から担い手を招き入れるなどし、集積を促進する。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。